ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の研究実施規程

ふじのくに地球環境史ミュージアム館長制定 平成27年7月27日

(目的)

第1条 この規程は、ふじのくに地球環境史ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下、「科研費」という。)の交付を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者は、学芸課所属の研究者(教授、准教授、主任研究員、研究員)とする。

(研究計画の策定)

- 第3条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において 自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを館長に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、ミュージアムの調査研究活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科研費制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを館長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画書の取りまとめは学芸課、補助金の経理管理等の事務は、企画総務課 が所掌する。

(コンプライアンス・研究倫理教育)

- 第8条 企画総務課長は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わせないことなどを盛り込んだ誓約書(別紙)を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。
- 2 学芸課長は、公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第9条 研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。